**反社会的勢力排除に関する誓約書**

年 月 日

公益財団法人放射線影響研究所

理事長 殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住 所

商号または名称

代表者職・氏名　　　　　　　　　　 　　　㊞

当社は、反社会的勢力に該当しないことを確約し、下記の各項を遵守することを誓約します。 本誓約書の内容に違反した場合または虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何らの催告なしに貴研究所との取引停止または契約解除の取扱いを受けても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切を当社の責任といたします。

記

１ 貴研究所との取引に際し、現在次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に亘っても該当しないことを確約いたします。

（１）暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以 下これらを「暴力団等」という。)

（２）暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

（３）暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

（４）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること。

（５）暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

（６）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

２ 上記１の確認のために調査が実施される場合には常に協力し、貴研究所から要請された資料等を直ちに提出することを確約いたします。

３ 自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。

（１）暴力的な要求行為

（２）法的な責任を超えた不当な要求行為

（３）脅迫的な言動または暴力を用いた行為

（４）風説の流布、偽計または威力を用いた行為

（５）その他前号に準ずる行為

４ 上記１に掲げるもの（以下「反社会的勢力」という。）を下請契約等の相手方にしません。

５ 下請契約等の相手方が反社会的勢力であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

６ 自己又は下請契約等の相手方が反社会的勢力から不当な要求行為を受けた場合は、貴研究所事務局に報告し、警察に通報します。

以上